

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則に定める対象債務の期限について伸長を求める会長声明

2022年（令和4年）7月5日

徳島弁護士会

会長 瀧 誠 司

- 1 2020年10月30日、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や収入・売上が大きく減少するなどによって、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務の返済が困難となるなど、経営、生活の再建に向けて困難に直面する等の問題が起きることを踏まえ、法的整理の要件に該当する個人や個人事業主に対する新たな債務整理の枠組みである「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則（以下「コロナ特則」という。）を制定し、2020年12月1日から適用を開始した。
- 2 コロナ特則は、新型コロナウイルス感染症の影響に係る基準日（以下「基準日」という。）を、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が施行された日（2020年2月1日）と定め、その対象債務を、①基準日以前に負担していた既往債務、②基準日以降コロナ特則制定日までに、新型コロナウイルス感染症の影響による収入や売上げ等の減少に対応することを主な目的とする一定の貸付等を受けたことに起因する（以下、この起因性を「新型コロナウイルス感染症起因性」という）債務に限定している。そのため、コロナ特則制定日の翌日（2020年10月31日）以降に貸付等を受けた債務については、新型コロナウイルス感染症起因性が認められる債務であっても対象とはしていない。

当時は、コロナ特則は、同特則制定日までに発生した既往債務について債務整理を行えば足りると考えられていたからである。

3 ところが、その後、新型コロナウイルス感染症は長期化し、感染者数等も増加した。まん延防止等重点措置ないし緊急事態宣言等も繰り返し発出された。

コロナ特則制定日における国内の1日の感染者数は774人、累計感染者数は100,604人であった（以下、数字はすべて国内のものである）のに対し、コロナ特則制定日から1年7か月経過した2022年5月31日における1日の感染者数は22,016人（コロナ特則制定日比約28.4倍）、累計感染者数は8,853,217人にのぼるとされている（コロナ特則制定日比約87.9倍）（感染者数の出典：NHKホームページ <https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/data-all/>）。

コロナ特則制定日の翌日以降もまん延する新型コロナウイルス感染症の影響により、新型コロナウイルス感染症起因性が認められる債務は多く存在し、経営、生活の再建が困難になった債務者が多数存在する。しかし、新型コロナウイルス感染症起因性が認められる債務であっても、コロナ特則制定日の翌日以降に発生した債務については、対象債務として扱うことができず、コロナ特則に基づく債務整理の申し出の取り下げを余儀なくされ、破産等を選択するケースが発生している。

このような現状は、均しく新型コロナウイルス感染症起因性が認められる債務であるのに、コロナ特則制定日翌日以降に発生したというだけで、コロナ特則を利用することができず、当該債務を多く抱える個人または個人事業主の経営、生活の再建を著しく阻害するものであって、「債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援する」というコロナ特則の目的に反するものであり、看過することはできない。

4 よって、当会は、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会に対して、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則4項（2）に定める期限（2020年10月30日）を、少なくとも本会長声明を出す日まで延長することを求める。